

# 第 3 回 伊 万 里 市 農 業 委 員 会 会 議

1. 日 時 平成31年3月1日(金)  
開会 午後3時00分  
閉会 午後4時00分

2. 場 所 市民センター 文化ギャラリー

3. 出 席 13名

4. 欠 席 1名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	6	力武 正光	欠	11	岸本 熊一	○
2	池田 良一	○	7	中島 徳雄	○	12	相良 安夫	○
3	福田 義晴	○	8	西山 哲	○	13	田代 三義	○
4	松尾 梨香	○	9	吉村 幸夫	○	14	山口 光壽	○
5	江向 信夫	○	10	前田 節朗	○			

議事録署名者 3番 福田 義晴

14番 山口 光壽

5. 事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	松岡猛彦	農地係	松林豊
農地係	松尾慎也		

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案 第13号	農地法第4条許可の取消し願いについて	( 2件)
議案 第14号	農地法第5条の申請について	( 6件)
議案 第15号	農地法第4条の申請について	( 1件)
議案 第16号	農地法第3条の申請について	( 8件)
議案 第17号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について (利用権設定 通年 22件)	
議案 第18号	農用地利用配分計画の承認について	( 4件)
議案 第19号	農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例事業に伴う あっせん委員の指名について	( 2件)

8. 報告事項

報告 第4号	農地法第18条第6項通知の受理について	( 9件)
--------	---------------------	-------

9. 連絡事項

なし

議長	<p>みなさん、こんにちは。 (挨拶)</p>																		
議長	<p>それでは、ただいまより第3回農業委員会会議を開会します。 本日の会議は6番力武委員が欠席です。 次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。 今回は3番 福田 委員、14番 山口 委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、7つです。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">議案第13号 農地法第4条許可の取消し願いについて</td> <td style="text-align: right;">2件</td> </tr> <tr> <td>議案第14号 農地法第5条の申請について</td> <td style="text-align: right;">6件</td> </tr> <tr> <td>議案第15号 農地法第4条の申請について</td> <td style="text-align: right;">1件</td> </tr> <tr> <td>議案第16号 農地法第3条の申請について</td> <td style="text-align: right;">8件</td> </tr> <tr> <td>議案第17号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">利用権設定 通年</td> <td style="text-align: right;">22件</td> </tr> <tr> <td>議案第18号 農用地利用配分計画の承認について</td> <td style="text-align: right;">4件</td> </tr> <tr> <td>議案第19号 農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例事業に伴うあっせん委員の指名について</td> <td style="text-align: right;">2件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、1つです。 報告第4号 農地法第18条第6項通知の受理について</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right;">9件</td> </tr> </table> <p>となっております。</p>	議案第13号 農地法第4条許可の取消し願いについて	2件	議案第14号 農地法第5条の申請について	6件	議案第15号 農地法第4条の申請について	1件	議案第16号 農地法第3条の申請について	8件	議案第17号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について		利用権設定 通年	22件	議案第18号 農用地利用配分計画の承認について	4件	議案第19号 農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例事業に伴うあっせん委員の指名について	2件		9件
議案第13号 農地法第4条許可の取消し願いについて	2件																		
議案第14号 農地法第5条の申請について	6件																		
議案第15号 農地法第4条の申請について	1件																		
議案第16号 農地法第3条の申請について	8件																		
議案第17号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について																			
利用権設定 通年	22件																		
議案第18号 農用地利用配分計画の承認について	4件																		
議案第19号 農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例事業に伴うあっせん委員の指名について	2件																		
	9件																		
議長	<p>それでは、議事に入ります。 議案第13号 農地法第4条許可の取消し願いについて、事務局から説明をお願いします。</p>																		

事務局	<p>議案第13号 農地法第4条許可の取消し願について御説明します。</p> <p>議案の1ページ、2番になります。</p> <p>平成30年10月29日付で農地法第4条の植林の許可を受けていましたが、高齢のため植林後の管理ができないとして許可を受けていた3筆のうち2筆の取消しを行う申請です。</p> <p>その後は、現況が荒廃により原野化しているため、非農地通知の発出を希望されています。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、3番になります。</p> <p>平成29年6月20日付で農地法第4条の農業用倉庫の建設の許可を受けていましたが、申請人の妹夫婦の住宅を建設したいとのことで、許可を受けていた農地の取消しを行う申請です。</p> <p>その後は、改めて農地法第5条の申請をされており、今回、議案第14号14番にて上程されています。</p> <p>議案第13号 農地法第4条許可の取消し願2件についての説明は以上です。</p>
議長	<p>2番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、3番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第13号 農地法第4条許可の取消し願2件を県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第14号 農地法第5条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第14号 農地法第5条の申請6件について御説明します。</p>

事務局	<p>まず議案の図面の差し替えがありますのでご連絡を致します。</p> <p>14番について計画の変更がありましたので、お手元に両面印刷で配っております23ページと24ページの差し替えをお願いします。</p> <p>議案の2ページ、9番になります。</p> <p>図面は、案内図が1ページ、字図が2ページ、土地利用計画図が3ページになります。</p> <p>申請地は、○○○○○○○です。</p> <p>譲受人が、中古車展示場を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準は、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>なお、許可を得ず中古車展示場として利用していたことから経緯書が提出されております。</p> <p>続きまして、議案の2ページ、10番になります。</p> <p>図面は、案内図が4ページ、字図が5ページ、土地利用計画図が6ページ、断面図が7ページになります。</p> <p>申請地は、○○○○○○○です。</p> <p>譲受人及び借受人が、駐車場を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する</p>
-----	---

事務局	<p>用途地域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準は、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の3ページ、11番になります。</p> <p>図面は、案内図が8ページ、字図が9ページ、土地利用計画図が10ページ、平面図と立面図が11ページ、断面図が12ページになります。</p> <p>申請地は、○○○○○○○○です。</p> <p>譲受人が、賃貸住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の3ページ、12番になります。</p> <p>図面は、案内図が13ページ、字図が14ページ、土地利用計画図と断面図が15ページになります。</p> <p>申請地は、○○○○○○○○です。</p> <p>借受人が、駐車場を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない</p>
-----	--

事務局	<p>ない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の3ページ、13番になります。</p> <p>図面は、案内図が16ページ、字図が17ページ、土地利用計画図が18ページと19ページ、立面図が20ページになります。</p> <p>申請地は、○○○○○○○○です。</p> <p>譲受人が、太陽光発電設備を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の3ページ、14番になります。</p> <p>図面は、案内図が21ページ、字図が22ページ、土地利用計画図が23ページ、立面図が24ページになります。</p> <p>申請地は、○○○○○○○○です。</p> <p>譲受人が、一般住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第1種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のイの</p>
-----	---

<p>事務局</p>	<p>(ア) の b、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、既存集落に隣接して一般住宅を建設する申請であるため、第 2 の 1 の ( 1 ) のイの (イ) の c の (e)、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。</p> <p>議案第 1 4 号 農地法第 5 条の申請について 6 件の説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、5 条 9 番について、担当委員欠席のため事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>事務局から説明いたします。</p> <p>図面の 1 ページをご覧ください。申請地は、先月宅地分譲地として申請し県への上程を許可相当といただいたところの道向かいになります。こちらにつきましては先月お話したとおり、平成 1 7 年に前所有者である現所有者の父親がアパート建設として申請を行い、許可を受けた後、亡くなられてしまいました。今回の申請地は、平成 1 7 年の申請時、既に農地外として利用されていたため、当時の借受人で始末書が出されておりました。その後、借受人が代わりまして、現在の借受人が、今回の譲受人となっています。現地調査を行ない既に土地利用計画図 3 ページにあるとおりの現況でした。排水等を確認しましたが、雨水は道路側溝に自然流下をします。あと汚水関係はここにはその機能はありませんので周辺の農地等への被害はないというところで現地確認をしております。また生産組合長と区長がこの地域にはいらっしゃいませんが、担当委員も同様の説明を聞いて承諾の確認の印鑑を押しております。説明は以上です。</p>

議長	<p>9番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、続きまして、10番について担当委員から説明をお願いします。</p>
○番委員	<p>去年から話があがっていきまして駐車場にしたいとのことで、私の所には先月、生産組合長がお願いしますということで持って来られました。用水につきましては末端農地であるため他の農地には支障はないと思います。また排水につきましても横に川がありますのでそこへ流し、反対側には道路側溝を整備されますので問題ないと思います。区長、生産組合長の印もあり、私も同意をして判を押しました。審議を宜しくお願いします。</p>
議長	<p>10番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、続きまして、11番については担当である私から説明をします。</p>
○番委員	<p>案内図の9ページをご覧ください。道路の北側に田が1枚ありまして、この田が道路よりも若干低いので埋立をして戸建ての借家6戸と駐車場を建設したいとの事です。農業用水は田の周辺に側溝を整備されます。道路の南側には圃場整備田がありますが、他の農地に支障がないようにされます。また生活排水については合併浄化槽を設置されます。区長、生産組合長の印もありました。私も問題はないと思います。ご審議お願いします。</p>
議長	<p>11番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、続きまして、12番について担当委員から説明をお願いします。</p>
○番委員	<p>駐車場にしたいと申請をされています。農業用水及び雨水については、周辺に側溝を整備され、既存の側溝へ接続されます。生活</p>

○番委員	排水はありません。区長、生産組合長の確認もありました。他に問題ないと思いましたが印鑑を押して承認いたしました。宜しくお願いします。
議長	1 2 番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので 続きまして、1 3 番について担当委員から説明をお願いします。
○番委員	畑や鶏舎としていた農地がありましたが、現在やめられています。ここに太陽光発電設備を設置したいと申請をされています。排水は、表土はそのままです。自然流下と道路側溝に流されます。そのため周辺の農地に影響はないと思います。区長、生産組合長にもそのように説明をされています。私も問題ないと思ひ印鑑を押しております。宜しくお願いします。
議長	1 3 番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、続きまして、1 4 番について担当委員から説明をお願いします。
○番委員	ここは以前農業用倉庫と材木置き場にするということで4条申請され許可されていましたが、先ほど取り消し願いが出ています。ここを申請者の妹に譲り家を建てたいとのことで、再度5条の転用申請を出されています。農業用水路には手を付けられず維持されます。生活排水は下水に接続されます。区長、生産組合長の印もあり私も問題ないと思います。ご審議をお願いします。
議長	1 4 番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 無いようですので、議案第1 4号 農地法第5条の申請6件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。

議長	<p>続きますして、議案第15号 農地法第4条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第15号 農地法第4条の申請について御説明します。  議案の4ページ、6番になります。  図面は、案内図が25ページ、字図が26ページ、土地利用計画図が27ページになります。</p> <p>申請地は、○○○○○○○○○○です。  申請人が農業用資材置場を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は農用地区域内農地の農地区分要件、第2の1の(1)のアの(ア)、市が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地に該当します。  許可基準としましては、農業用施設への転用であるため、第2の1の(1)のアの(イ)のb、用途区分の変更に該当します。  なお、許可を得ずに転用を行っていたことに対し、始末書が添付されています。</p> <p>議案第15号 農地法第4条の申請については以上1件です。</p>
議長	<p>それでは、6番について担当委員から説明をお願いします。</p>
○番委員	<p>田に農業用資材を置きたいとの事で転用申請をされています。既にハウスの資材や肥料、農薬、育苗箱等を置かれているため始末書を添付されています。なお、隣の田については以前、農地転用許可を受けられています。農業用水路はそのままです。雨水は自然沈下又は農業用水路に流れていくため問題はないと思います。区長、生産組合長の押印もあり、私も確認して押印しています。ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>6番について、御意見、御質問はございませんか。  &lt;なし&gt;</p>

議長	<p>無いようですので、議案第15号 農地法第4条の申請に1件ついて承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第16号 農地法第3条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第16号 農地法第3条について御説明します。</p> <p>議案は5ページになります。</p> <p>申請事由や経営状況等を掲げております。</p> <p>全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>議案第16号 農地法第3条の申請に8件については以上です。</p>
議長	<p>それでは、事務局より説明がありましたが、農地法第3条の申請については、一括審議となっておりますので、議案の5ページを見ていただき、御意見、御質問がありましたら、挙手をお願いします。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第16号 農地法第3条の申請8件については許可相当とします。</p> <p>続きまして、議案第17号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について、利用権設定の通年についての説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>議案第17号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年について、御説明します。議案の6ページから8ページに明細書を掲げておりますのでそちらを御覧ください。</p>

事務局	<p>今回は借受人が14名、貸付人が22名で、面積は、田が60,300㎡、畑が6,175㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりで。申出書を9～19ページに掲げております。</p> <p>議案第17号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定通年については以上22件です。</p>
議長	<p>議案第17号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年22件について、御意見、御質問はございませんか。</p>
○番委員	<p>賃借の金額や何キロとか入っていないのは、賃料は発生しないとの事ですか。</p>
事務局	<p>使用貸借についてはありません。</p>
議長	<p>他にありませんか。</p> <p>＜なし＞</p> <p>無いようですので、議案第17号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年22件については申出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第18号 農用地利用配分計画の承認について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第18号 農用地利用配分計画の承認について御説明いたします。</p> <p>議案は20ページになります。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農用地利用配分計画の作成について、同法第19条第3項の規定により、伊万里市長から承認を求められたので、この案を提出することとなっております。</p>

<p>事務局</p>	<p>今回貸借を行う農地は以前、貸借が成立していた案件で、一人の借受人により平成30年7月1日から5年間の使用貸借の設定が行われていました。しかし、借受人の都合により解約せざるを得なくなったことから、解約された農地の一部について、今回新たに借受者3名が借り受けることとなっております。貸借の内容についての詳細は、21ページから23ページになります。</p> <p>農地の所有者は2名で、面積は田 11,314 m<sup>2</sup>です。</p> <p>議案第18号 農用地利用配分計画の承認については以上4件です。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第18号 農用地利用配分計画の承認について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>＜なし＞</p> <p>無いようですので、議案第18号 農用地利用配分計画の承認については承認を戴きました。</p> <p>続きまして、議案第19号 農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例事業に伴うあっせん委員の指名について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第19号 農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例事業に伴うあっせん委員の指名について御説明します。</p> <p>議案24ページ、1番です。</p> <p>位置図と字図が25ページになります。</p> <p>あっせんの申出が〇〇〇〇〇〇に出ておりますので、〇〇委員と〇〇委員にあっせん委員をお願いしたいと思います。</p> <p>続きまして、議案24ページの2番です。</p> <p>位置図と字図が26ページになります。</p>

事務局	<p>あっせんの申出が〇〇〇〇〇に出しておりますので、〇〇委員と〇〇委員にあっせん委員をお願いしたいと思います。</p> <p>あっせん委員となられる方には、大変お手数をおかけする事となりますが、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>議案第19号 農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例事業に伴うあっせん委員の指名について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>〈なし〉</p> <p>議案についての審議は以上になりますので、続きまして報告事項に移ります。</p> <p>報告第4号 農地法第18条第6項通知の受理について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第4号 農地法第18条第6項通知の受理について御説明します。</p> <p>議案は27ページを御覧ください。</p> <p>5番につきましては、借人の都合により、合意解約をされます。解約後は自作される予定です。</p> <p>6番につきましては、借人の都合により、合意解約をされます。解約後は自作される予定です。</p> <p>7番につきましては、借人の都合により、合意解約をされます。解約後は自作される予定です。</p> <p>8番につきましては、借人の都合により、合意解約をされます。解約後は自作される予定です。</p>

事務局	<p>9番につきましては、借人の都合により、合意解約をされます。解約後は自作される予定です。</p> <p>10番につきましては、借人の都合により、合意解約をされます。解約後は自作される予定です。</p> <p>11番につきましては、借人の都合により、合意解約をされます。解約後は貸借の予定で、議案18号農用地利用配分計画4～7番に上程しています。</p> <p>12番につきましては、借人の都合により、合意解約をされます。解約後は自作される予定ですが、貸人としては貸借を希望されており、地区の生産組合に相談をしていると聞いています。</p> <p>13番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされます。解約後は転用の予定で、議案15号農地法第4条の6番に上程しています。</p> <p>報告第4号については以上9件です。</p>
議長	<p>報告第4号農地法第18条第6項通知の受理9件について、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、これで報告事項を終了します。</p>
	<p>《議事終了》</p>

議事録署名者

平成 年 月 日

議長 ⑩

平成 年 月 日

3 番 ⑩

平成 年 月 日

1 4 番 ⑩